

警視庁警察学校撤去工事に伴う  
土壌汚染調査及びその他調査

報 告 書

平成 13 年 6 月

警視庁総務部施設課  
日本試験工業株式会社

## 土壌採取地点の設定方法を示す資料

### 2. 土壌汚染調査

土壌汚染調査は、警視庁警察学校（以下、対象地と呼ぶ）の敷地内において、土壌環境の状況を把握することを目的として実施した。調査は、「警視庁警察学校撤去工事に伴う土壌汚染調査及びその他調査仕様書」（以下、仕様書と呼ぶ）に準拠して行った。

#### 2.1 調査方法

調査では、対象地に 50mm×50mm のメッシュを設定して、その交点で土壌を採取し、化学性状及び物理性状について調べた。

##### 2.1.1 分析対象項目と判断基準

現在、対象地は警察学校となっているが、それ以前の土地の利用履歴については不明である。本調査では、化学性状の項目として仕様書に示されている建設発生土の受入基準にほう素を加えた 35 項目とした（表-2.1 参照）。物理性状については、建設発生土の受入基準を対象項目とした。

判断基準は、それぞれの項目について、根拠となる基準に基づいて設定した。各項目ごとの判断基準と判断根拠の基準を表-2.1 にまとめ、以下に基準を列記する。

##### 判断根拠の基準

- ① 環境庁告示第 46 号（平成 3 年 8 月 23 日）：土壌の汚染に係る環境基準
- ② 環水計第 375 号（平成 6 年 12 月 28 日）：汚染土壌処理基準（東京都）
- ③ 総理府令第 6 号（昭和 48 年 2 月 17 日）：海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準
- ④ 総理府令第 5 号（昭和 51 年 2 月 26 日）：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準
- ⑤ 環水管 第 119 号（昭和 50 年 10 月 28 日）：底質の暫定除去基準
- ⑥ 有明北、豊洲・晴海地区埋立用材受入要領（平成 12 年 4 月 1 日）：建設発生土の受入基準

